

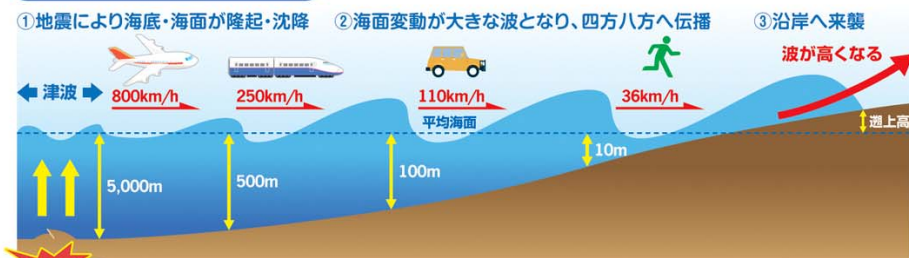
津波とは

津波は、海底で発生する地震に伴う海底地震の隆起・沈降や海底における地滑りなどにより、その周辺の海水が上下に変動することによって引き起こされますが、地震による断層運動だけでなく、海底での地崩れや、海底火山の噴火などによっても引き起こされることがあります。

また、日本の海岸線に近い海域で発生する津波を近地津波、南米沖やカムチャッカ半島など、遠く離れた海域で発生した地震により影響を及ぼすような津波は遠地津波と言います。

※津波地震：体感もしくは地震計によって観測した地震動は比較的小規模であるにもかかわらず、大きな津波が発生する地震を言います。

津波発生のおおきき



津波は、海が深いほど速く伝わる性質があり、沖合ではジェット機に匹敵する速さで伝わります。逆に、水深が浅くなるほど速度が遅くなるため、津波が陸地に近づくにつれ後から来る波が前の津波に追いつき波高が高くなります。津波から命を守るためには、津波が海岸にやってくるのを見てから避難を始めたのでは間に合いません。海岸付近で地震の揺れを感じたら、または、津波警報が発表されたら、実際に津波が見えなくても、速やかに避難しましょう。



～新冠町津波ハザードマップの作成～

東日本大震災を踏まえ、北海道は新たな津波シミュレーションを発表しました。このシミュレーションによると、新冠川河口で9.3m、節婦町で9.5mの津波が襲来する可能性があります。

津波が襲来した際に、市街地及び節婦町等がどの程度浸水するのかを示したものが津波ハザードマップです。

津波ハザードマップには、浸水区域の他に避難場所や緊急連絡先等も記載されています。

町内全戸に配布しておりますので、ご家庭で大切に保存してください。

9月26日、レ・コード館で新冠町教育委員会主催、プラスワンセミナー(地震防災講演会)が開催され、町民約80名が参加しました。

地震防災講演会の開催



講師は、災害ボランティアコーディネーターの吉崎文浩氏で、東日本大震災の際は、大槌湾周辺のガレキ撤去作業のリーダーとして全国から参加したボランティア延べ約1000人を指導したそうです。

「東日本大震災の現状と教訓」として、吉崎さんが実際に撮った写真を観ながら被災地の現状を学びました。

現在も被災地でボランティア活動にご尽力されていますが、復興にはほど遠く、ボランティアの数も減少しているそうです。

吉崎氏は結びに、新冠町も被災地と似た海岸線が見られるため、大きな津波が来る可能性があるとし、各家庭での最低限の備蓄と、避難の際には近所の声かけが重要であると参加者に呼びかけていました。

～新冠防災避難訓練のお知らせ～

9月30日(日)に予定をしておりました沿岸部自治会の防災避難訓練は、台風17号の影響もあり雨天と強風のため実施できませんでした。

毎年継続していた避難訓練であることから、町と対象自治会で日程調整をし、10月21日(日)に改めて実施することと致しました。

今回の訓練では、渋滞発生状況や交通量の調査を行うため、徒歩での避難が困難な方は、車を使った避難を行ってください。

車で避難される方は、朝日小学校を目指してください。

なお、詳細については、避難訓練お知らせのチラシをご覧ください。



炊き出し器の整備



新冠町自治会連合会(中村陸男会長)は、(財)自治総合センターのコミュニティ助成事業により炊き出し器と発電機各2台を整備しました。この事業は、同センターが全国自治宝くじの普及広報事業費として受け入れる受託事業収入を財源として、住民のコミュニティ活動を促進、その健全な発展を図るとともに宝くじの普及広報を目的に行われています。この炊き出し器1台で、100人分のごはんが20分で炊くことができ、今回の整備により、災害時の炊き出しはもちろん、地域の行事にも活用することができます。

泊津高台避難用東町第2避難路整備



泊津高台への避難路として、本年度新たに避難階段を整備しました。この避難階段は、新冠市街地住民がより早く高台へ避難できるように増設したもので、全長81m、141段に2箇所の休憩所を設け、夜間でも避難できるように4箇所に照明と、足元にLEDライトを設置しました。2箇所の避難階段を利用し、津波の際はまず高台へ避難することを心がけてください。

津波避難計画の策定



町では、東日本大震災を踏まえ新たに津波避難計画を策定しました。津波避難計画とは、行政が定める「全体計画」と自治会毎に避難経路や避難場所を定める「地域計画」があります。沿岸部8自治会の協力により、全ての避難計画が策定され、既に地域に配布されています。それぞれ地域の実情に沿った計画内容となっており、内容をよく理解していただき、津波から避難する際の参考としてください。

災害時町と自治会相互の応援に関する協定

町内で大規模な災害が発生し、行政だけでは対処しきれない場合に、被災をしていない自治会から応援をいただけるように協定を締結することで取り進めています。この協定では、町内で起こり得る全ての災害を想定しています。

- ◆ 災害対策本部の要請又は自主判断により、被災を受けていない自治会は次の事項について応援協力を行います。
  - ◆ 食料・飲料水及び生活必需品の供給や斡旋
  - ◆ 避難者の二次避難場所への輸送、炊き出しの実施
  - ◆ 避難者の一時収容場所の提供及び斡旋
  - ◆ 災害応急活動に必要な自治会員の派遣
- これら支援に係る費用については、人件費以外は全て実費相当額を町が負担をします。

防災!地震・津波・大雨に備えて!